

グリーン調達基準書

2017年9月1日 制定

スタンデックス エレクトロニクス ジャパン株式会社

目次

1. スタンデックス エレクトロニクス ジャパン (株) のグリーン調達指針
 1. 1 グリーン調達の指針
 1. 2 資材調達に関するお取引先様へのお願い
2. スタンデックス エレクトロニクス ジャパン (株) のグリーン調達に対する考え方
 2. 1 目的
 2. 2 適用範囲
 2. 3 用語と定義
 2. 4 含有化学物質等への対応
 2. 5 評価内容
 2. 5. 1 環境マネジメントシステムに関する評価
 2. 5. 2 製品含有化学物質管理システムに関する評価
 2. 5. 3 環境負荷低減への取り組み状況評価
 2. 6 含有の考え方と対象物質
 2. 7 評価の判定
 2. 8 運用フロー
3. お取引先様へのお願い事項
 3. 1 ご提出していただく書類
 3. 2 記入方法
 3. 3 個人情報の取り扱い
4. お問い合わせ先

＝添付資料＝

環境保全評価チェックシート	(様式-A)
製品用部材ならびに包装用部材への禁止対象物質の非含有保証書	(様式-B)
管理対象物質 (SVHC) リスト及び含有確認書	(様式-C)
お取引先様 製品含有化学物質管理体制チェックシート	(様式-D)

グリーン調達基準

1. スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）のグリーン調達指針

1. 1 グリーン調達の指針

1) 公明正大で国内外の差別のない取引先選定

お取引様選定において、国内外の全ての企業に公平な機会を設けるとともに公正な評価により選定し、相互の成長と繁栄に努めます。

2) 法令・社会規範の遵守

各国・地域において適用される法令および社会規範を遵守します。

3) 地球環境への配慮

環境方針に基づいた調達活動を行いません。

4) 情報の適正な管理・保護

個人情報および機密情報の適正な管理・保護に努めます。

5) 適正な品質とコストの追求および資材の安定調達

スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）が求める品質、コスト、納期に合致した資材を調達することを基本とします。

1. 2 資材調達に関するお取引先様へのお願い

資材調達指針に基づいた調達を実践するためには、お取引先様のご協力をいただき、相互に連携した取り組みを行なっていくことが不可欠です。

1) 法令・社会規範の遵守

事業活動を行なう国や地域において適用される法令・社会規範の遵守をお願いします。

- ・資材の製造・販売に関連する法令・環境法令、製品安全に関連する法令、労働・安全衛生に関連する法令などの遵守
- ・児童労働・強制労働の禁止
- ・人種・性別などによる差別の禁止
- ・安全で清潔な作業環境の実現
- ・贈収賄・不公正な行為の禁止

2) 地球環境への配慮

製品の省エネルギーや廃棄物削減、環境汚染物質の削減など、製品ライフサイクル全体にわたる環境負荷低減のためには、お取引先様のご協力が欠かせません。弊社のグリーン調達基準に沿った資材の提供と、環境保全に配慮した事業活動や商品開発の積極的な推進をお願いします。

3) 健全で安定した事業経営

相互の協力関係、信頼関係を築くため、健全で公明正大な事業経営の推進をお願いします。

4) 適正な品質・価格と安定供給

お取引先様から供給していただく資材の品質は、弊社の製品の性能・安全性を左右します。弊社が求める品質を満足する資材の供給と、各国・地域における必要な安全基準の遵守をおねがいます。

また、市場競争力のある価格で、安定した資材の供給をお願いします。

5) 情報の適正な管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、および顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護するようお願いします。

6) 供給継続への協力

災害等止むを得ぬ事態が発生した場合には、弊社とお取引先様、お取引先様の調達取引先様を含めたサプライチェーンで協力し、供給継続に向けてご協力いただくようお願いいたします。また、万が一お取引先様が被災された場合には、弊社にご一報くださいますようお願いいたします。

7) 紛争鉱物への対応

弊社は、不当な方法で採掘された紛争鉱物を製品に使用せず、また、当該鉱物を原材料とする商品を調達しないことを基本的な方針としています。お取引先様には、本方針に賛同をいただくとともに、適切な管理をお願いいたします。

2. スタンデックス エレクトロニクス ジャパン (株) のグリーン調達に関する考え方

2. 1 目 的

本基準書でグリーン調達に関する スタンデックス エレクトロニクス ジャパン (株) の考え方と、具体的な要求基準及び運用について示します。

2. 2 適用範囲

本基準書は、スタンデックス エレクトロニクス ジャパン (株) とお取引先様の環境保全活動及び、調達する製品用部材 (材料、部品、完成品)、包装用部材について適用します。

2. 3 用語と定義

意図的添加

特性、外観又は性能向上を図るため意図的に添加すること。(メッキ、難燃剤など)

不純物

意図せずに含まれてしまう化学物質。天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない化学物質又は合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない化学物質。

含有量

実測値もしくは理論値、計算値、設計値でご回答ください。製造により含有量の変動がある場合は、原則として最大値でご回答ください。

部位

部品構成の中で、機械的に解体できない均質材料 (homogeneous material) の部分のこと。機械的に解体とは、ねじ外し、切断、破壊、粉碎など。

閾値

製品用部材ならびに包装用部材に含まれる化学物質の含有有無を判定する境界値。閾値は ppm 及び質量% (wt%) で表されます。

SVHC

Substances of Very High Concern の略。高懸念物質と訳される。発癌性、変異原性、生殖毒性、生物蓄積性などを示す化学物質の中から EU の化学品庁が定めた物質で、段階的に追加されていく予定。

CMS

Chemical Management System の略称。

当社への納入品に関し材料調達から出荷までの各段階において、含有する化学物質を適切に管理するために必要な製品含有化学物質管理システムをいいます。本基準書では以後 CMS と記載します。

JAMP

Joint Article Management Promotion-consortium（アーティクルマネジメント推進協議会）の略称。

アーティクル（部品や成形品などの別称）が含有する化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組み作りや普及を進めている業界横断的な協議会。

化学物質（サブスタンス/Chemical Substance）

元素単体及び化合物であって、天然に存在し、又は生産工程から得られるもの。これらの安定性を維持するために必要な添加剤及び使用した工程から生じる不純物を含む。ただし、単一の化学物質の安定性又は組成の変化に影響せず分解することができる溶剤を除く。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン

混合物（ミクスチャ/Mixture）

2種又はそれ以上の化学物質が意図的に混合されたもの。調剤（プレパレーション/Preparation）ともいう。

例：使用前のはんだ、塗料、インキ、接着剤、合金

成形品（アーティクル/Article）

特定の形状またはデザインに成形された製品又は商品。最終利用において化学的組成が変化しないもの。液体及び粒体は除く。

例：リードスイッチ、近接スイッチなどの成形された物体。

製品用部材

スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）において製造する製品に組み込まれたり、添付される材料、部品、完成品（OEM・ODM製品も含む）、ユニット品など全てのもの。

包装用部材

スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）が出荷する製品や、購入する製品用部材の保護、取扱、配達及び提示などのために使用される、あらゆる種類のあらゆる素材で作られた全てのもの。

例：段ボール、緩衝材、袋（ポリ袋又はビニル袋など）、粘着テープ、乾燥剤

パレット（木製、プラスチック製）、パレットラッピング用シート(表8参照)

納入品

お取引先様がスタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）へ納入する、製品用部材ならびに包装用部材の全てのもの（製品用部材の包装材を含む）。

2. 4 含有化学物質等への対応

製品用部材禁止対象物質

製品用部材への含有を禁止する化学物質。含有している場合は原則として購入致しません。回答で非含有としたにもかかわらず禁止対象物質の含有があり、それが原因で当社に損害が発生した場合、お取引先様との契約に基づき瑕疵担保責任を負っていただく場合があります。

ただし、依頼元が含有を許可した場合、又は依頼元が図面、仕様書などで物質や閾値を定めた場合は、それを優先します。また RoHS 指令ほか、各法規制の適用除外項目に該当する場合は、含有可とします。

製品用部材報告対象物質

管理対象となる可能性の高い物質で、含有状態（使用用途、含有部位、濃度など）を報告すべき化学物質。

包装用部材禁止対象物質

包装用部材への含有を禁止する化学物質。含有している場合は原則として購入致しません。回答で非含有としたにもかかわらず禁止対象物質の含有があり、それが原因で当社に損害が発生した場合、お取引先様との契約に基づき瑕疵担保責任を負っていただく場合があります。

ただし、スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）が許可した場合又は凶面、仕様書などで閾値を定めた場合（例：臭化メチルによる木製パレットの薫蒸など）は、それを優先します。

包装用部材報告対象物質

管理対象となる可能性の高い物質で、含有状態（使用用途、含有部位、濃度など）を報告すべき化学物質。

管理対象物質

閾値を超える場合、含有状態（使用用途、含有部位、濃度など）を記録管理すべき化学物質。

REACH 規則の SVHC（高懸念物質）を対象とします。禁止対象物質と重複している物質は、禁止対象物質としての扱いを優先します。

お取引先様からの調査回答に報告が無い化学物質については、閾値以下とみなします。ただし、閾値を超えている事が判明し、REACH 規則に抵触することにより当社に損害が発生した場合は、お取引先様との契約に基づき瑕疵担保責任を負っていただく場合があります。

任意報告物質

表 2～6 以外の化学物質。 お取引先様が含有情報を把握している場合、今後の再調査を回避するため、できる限りご回答をお願いする化学物質。

製造工程使用禁止対象物質群

スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）が調達する製品用部材ならびに包装用部材の、お取引先様での製造工程（洗浄、脱脂、触媒、溶解、など）で使用する化学物質で、オゾン層保護法など、法規制対象の化学物質。使用している場合は、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

2. 5 評価内容

従来のお取引先様の選定基準に加え、環境保全活動に対する「環境マネジメントシステムに関する評価」「製品含有化学物質管理システムに関する評価」及び、「環境負荷低減への取り組み状況」を評価し、その総合評価で環境負荷の低いお取引先様からの調達を優先します。「環境保全評価チェックシート 様式-A」を用いて、評価を行ってください。

2. 5. 1 環境マネジメントシステムに関する評価

お取引先様には、原則として環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得をお願い致します。第三者機関による認証を取得していない場合には、当社より監査を実施させていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

2. 5. 2 製品含有化学物質管理システムに関する評価

お取引先様には、製品用部材ならびに包装用部材に含有する化学物質を適切に管理するため、製品含有化学物質管理システム（CMS）の構築をお願いします。管理対象物質はスタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）の定める禁止対象物質及び管理対象物質を必須とし、報告対象物質を任意とします。

なお、スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）の依頼元から要求があった場合は「お取引先様製品含有化学物質管理体制チェックシート 様式-D」を用いて自己評価を行い、その結果の評価点をご記入ください。

評価結果により、必要に応じて当社より監査を実施させていただく事があります。監査結果に基づき、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

2. 5. 3 環境負荷低減への取り組み状況評価

環境負荷低減への取り組み状況では、資源循環、地球温暖化防止、生物多様性保全などの分野について評価を行ってください。評価結果により、必要に応じて取り組みレベルの向上（評価点数の向上）を要請させていただきます。

2. 6 含有の考え方と対象物質

1) 含有の判定基準について

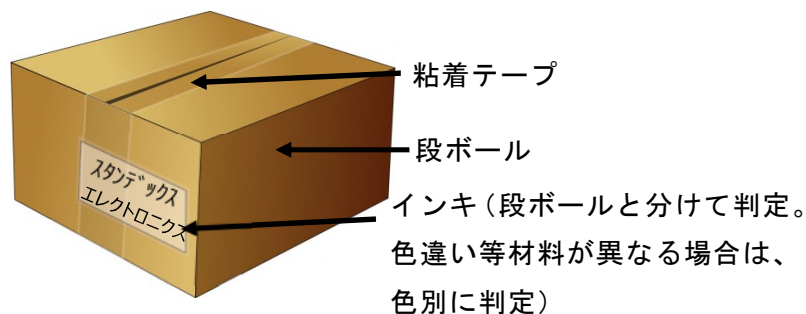
製品用部材ならびに包装用部材への化学物質含有の有無は、表 1 に示した基準により判定します。

表 1 含有判定基準

	閾値レベル	含有「あり」と判定	含有「なし」と判定
禁止対象物質 ならびに 報告対象物質	意図的添加と数値の両者で設定	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加がある（含有数値の大小に関わらず） 意図的添加ではないが、不純物としての含有率が閾値を超える 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加はなく、かつ不純物としての含有率も閾値以下
	数値設定のみ	<ul style="list-style-type: none"> 含有率が閾値を越える 	<ul style="list-style-type: none"> 含有率が閾値以下
		$\text{含有率} = (\text{対象化学物質の質量}) \div (\text{調査単位又は含有部位の質量})$	
	意図的添加のみ	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加がある（含有数値の大小に関わらず） 	<ul style="list-style-type: none"> 意図的添加がない
管理対象物質	全て数値で設定	$\text{含有率} = (\text{対象化学物質の質量}) \div (\text{調査単位の質量})$	

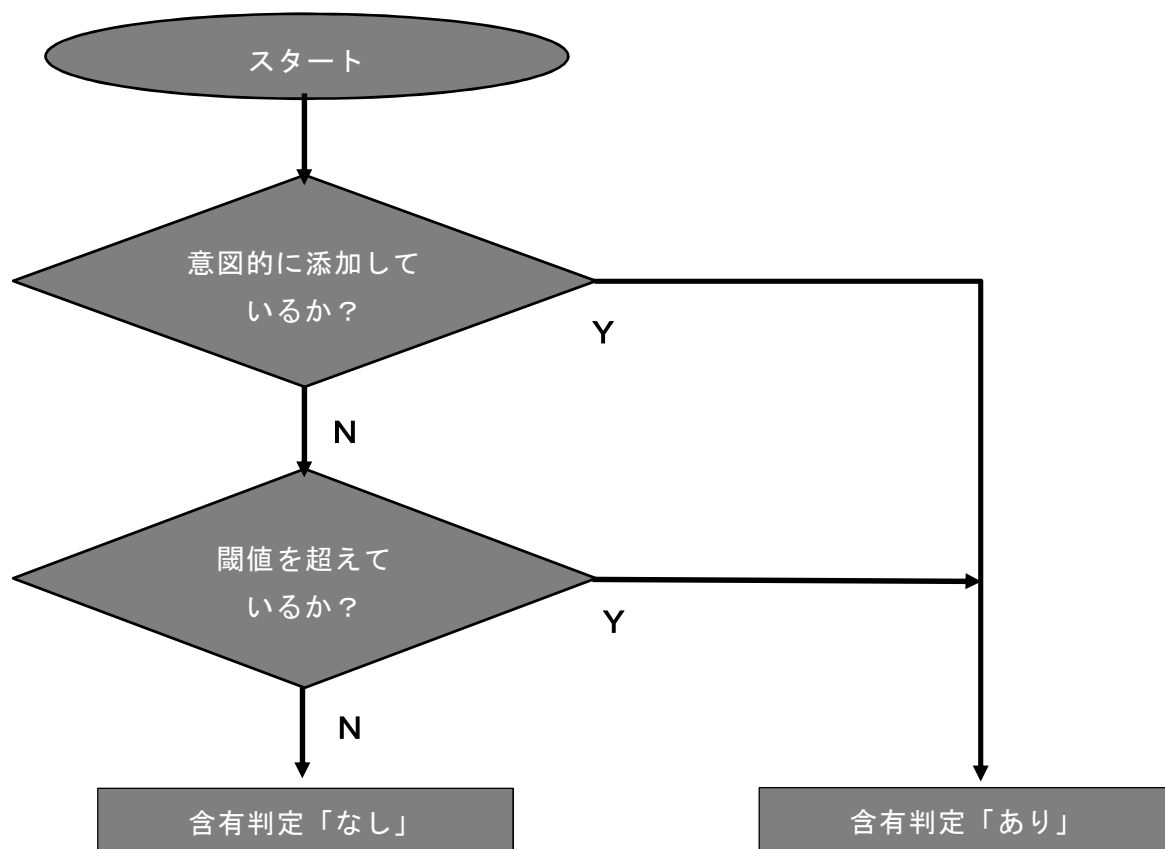
2) 包装用部材における 4 種類の重金属の合計含有判定

包装用部材毎の質量に対する 4 種類（カドミウム、鉛、水銀、6 価クロム）の重金属の合計含有率で判定する。なお、包装用部材へ印刷やマーキングされたインキ、塗料類は、それぞれを包装用部材として扱う。以下に含有判定例を示す。



	カドミウム (mg)	鉛 (mg)	水銀 (mg)	6 価クロム (mg)	合計 (mg)	含有率算定 (ppm)	判定
段ボール(100g)	0	0	0	0	0	0	○
粘着テープ(1g)	0	0	0	0	0	0	○
インキ(80mg)	0.005 ×2 面	0.001 ×2 面	0	0	0.012	0.012/80 ×10 ⁶ =150	×

3) 意図的添加と数値の二つの閾値(報告レベル)が設定されている場合の含有判定フロー



4) 調査対象化学物質群

4. 1) 製品用部材

表 2 禁止対象物質群

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
アスベスト類	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17; 米国 TSCA; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填剤、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材	意図的添加
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17;	顔料、塗料、着色剤	仕上がり織物や革製品の質量に対する含有率 30ppm(0.003wt%) を超える場合
カドミウム/カドミウム化合物	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17; 2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50/AB575;	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学ガラス、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤	均質材料中の質量に対する含有率が 100ppm(0.01wt%) を超える場合
	工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令 EU 電池指令 2006/66/EC	ニッカド電池	電池質量に対する含有率が 10ppm(0.001wt%) を超える場合
六価クロム化合物	2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 日本 J-MOSS ; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50/AB575; REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17;	顔料、塗料、インキ、触媒、めっき、耐食表面処理、染料	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
クロム酸鉛	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条および 7.2 条 (2010.01.13 SVHC 認可候補リスト); 2011/65/EU 指令	プラスチックの着色剤、塗料の着色剤	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド 104)	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条および 7.2 条 (2010.01.13 SVHC 認可候補リスト); 2011/65/EU 指令	プラスチックの着色剤、赤色塗料の着色剤	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
C. I. ピグメントイエロー 34	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条および 7.2 条 (2010.01.13 SVHC 認可候補リスト); 2011/65/EU 指令	プラスチックの着色剤、黄色塗料の着色剤	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
クロム酸ストロンチウム	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条および 7.2 条 (2010.06.20 SVHC 認可候補リスト); 2011/65/EU 指令	さび防止剤	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
鉛/鉛化合物	2011/65/EU 指令 REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17; 中国 MII 法; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50/AB575;	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、めっき、合金、樹脂添加剤	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
	米国/カリフォルニア州プロポジション 65 判例法	被覆電線・ケーブル/コード	ケーブルやコードの表層被覆(熱硬化性/熱可塑性被覆)の、被覆質量に対する含有率が 300ppm(0.03wt%) を超える場合
	EU 電池指令 2006/66/EC; 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	マンガン電池、アルカリボタン電池	電池質量に対する含有率が 40ppm(0.004wt%) を超える場合

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
水銀/水銀化合物	REACH 規制 (EC)No. 1907/2006 の付属書 17; 2011/65/EU 指令 中国 MII 法; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50/AB575; Canadian Products Containing Mercury Regulations (SOR/2014-254)	蛍光灯、電気接点材 料、顔料、耐食剤、 スイッチ類、高効率 発光体、抗菌処理	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対す る含有 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
	電池の取扱いおよび廃棄に関する ニューヨーク州環境保全法 § 27-0719; 台湾 乾電池の製造、輸入、販売に関する 規制; 中国規格 GB-24427-2009:アルカリ性及び 非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中 の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要 件; 韓国 工業製品品質管理と安全管理に関す る法令(電池規制) EU 電池指令 2006/66/EC	酸化銀ボタン電池 アルカリ電池 マンガン電池	1. 意図的添加 2. 電池質量に対する含有 率が 1ppm(0.0001wt%)を 超える場合
	Canadian Products Containing Mercury Regulations (SOR/2014-254)	酸化銀ボタン電池 アルカリ電池 マンガン電池	均質材料の質量に対する 含有率 5ppm(0.0005wt%)
オゾン層破壊物 質	モントリオール議定書、 EU EC No. 2037/2000、EC 1005/2009、 米国大気浄化法	冷媒、発泡剤、消火 剤、洗浄剤	意図的添加
クロム酸八水酸 化五亜鉛	REACH 規則 (EC)No. 1907/2006 の 33 条およ び 7.2 条(2011. 12. 19 SVHC 認可候補リス ト); 2011/65/EU 指令	着色剤	均質材料の質量に対する 含有率 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
ポリ臭化ビフェ ニル類 (PBB 類)	2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 日本 J-MOSS;	難燃剤	均質材料の質量に対する 含有率 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
ポリ臭化ジフェ ニルエーテル類 (PBDE 類)	2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 日本 J-MOSS; 化学物質の審査および製造などの規制に関 する法律(化審法)	難燃剤	1. 意図的添加 2. 均質材料に対する含有 率が 1000ppm(0.1wt%)を 超える場合
ポリ塩化ビフェ ニル類 (PCB 類)お よび特定代替品	化学物質の審査および製造などの規制に関 する法律(化審法) REACH 規制 (EC)No. 1907/2006 の付属書 17; 米国 TSCA.	絶縁油、潤滑油、電 気絶縁材、溶媒、電 解液、可塑剤、防火 剤、難燃剤、誘電体 シーラント	意図的添加
ポリ塩化ターフ ェニル類 (PCT 類)	REACH 規制 (EC)No. 1907/2006 の付属書 17;	絶縁油、潤滑油、電 気絶縁材、溶媒、電 解液、可塑剤、防火 剤、電線とケーブル 用コーティング剤、 誘電体シーラント	均質材料の質量に対する 含有率 50ppm(0.005wt%) を超える場合
ポリ塩化ナフタ レン類(塩素原子 1 個以上) (PCN 類)	化学物質の審査および製造などの規制に関 する法律(化審法); Regulation of the European Parliament and of the Council on persistent organic pollutants (EU No 519/2012)	潤滑剤、塗料、安定 剤 (電気特性、耐炎 性、耐水性) 絶縁 材、難燃剤	意図的添加

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
ヒドロキシオクタ オキソニ亜鉛酸二 クロム酸カリウム	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条お よび 7.2 条 (2011. 12. 19 SVHC 認可候補リ スト); 2011/65/EU 指令	防錆塗料	均質材料の質量に対する含有率 が 1000ppm (0.1wt%) を超える場 合
放射性物質	EU-D 96/29/Euratom ; 核原料物質、核燃料物質および原子炉の 規制に関する日本の法、1986 年 ; 放射性 障害防止法 (日本) ; 米国 NRC	光学特性 (トリウ ム)、測定装置、ゲ ージ類、検出器	意図的添加
短鎖型塩化パラフ イン類 (炭素数 10~13)	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条お よび 7.2 条 (2008. 10. 28 SVHC 認可候補リ スト) ; ノルウェー製品規制 FOR-2004- 06-01-922; 化学製品によるリスク低減に 関するスイス条例	PVC 用可塑剤、難燃 剤	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有 率が 1000ppm (0.1wt%) を超える 場合
三置換有機スズ化 合物	REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17; 欧州委員会規則 No. 276/2010 ; 化学物 質の審査および製造などの規制に関する 法律 (化審法)	安定剤、酸化防止 剤、抗菌抗かび剤、 防汚染剤、防腐剤、 抗かび剤、塗料、顔 料、耐汚染剤	1. 意図的添加 2. 均質材料中のスズ質量に対す る含有率が 1000ppm (0.1wt%) を 超える場合
トリブチルスズ= オキシド (TBTO)	化学物質の審査および製造などの規制に 関する法律 (化審法) ; REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条および 7.2 条 (2008. 10. 28 SVHC 認可候補リスト)	防腐剤、防かび剤、 塗料、顔料、耐汚染 剤、冷媒、発泡剤、 消火剤、洗浄剤	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有 率が 1000ppm (0.1wt%) を超える 場合
パーフルオロオク タンスルホン酸塩 (PFOS)	(EC) 850/2004 (POPs regulation) ; カナダ環境保護法 SOR/2008-178 ; 化学物質の審査および製造などの規制に 関する法律 (化審法)	フィルムとプラスチ ックの帯電防止剤	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対する含有 率が 1000ppm (0.1wt%) を超える 場合
2-(2H-1, 2, 3-ベン ゾトリアゾール-2- イル)-4, 6-ジ- tert-ブチルフェノ ール (UV-320)	化学物質の審査および製造などの規制に 関する法律 (化審法) REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条お よび 7.2 条 (2011. 12. 19 SVHC 認可候補リ スト)	接着剤、塗料、印刷 インキ、プラスチッ クインクリボン、パ テ、コーキングまた はシール用充填材	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有 率が 1000ppm (0.1wt%) を超える 場合
ジメチルフマレー ト (フマル酸ジメチ ル)	欧州委員会決定 2009/251/EC	殺虫剤、リクライニ ング、マッサージチ ェアを含む電子式 レーザーシートの防か び処理	均質材料の質量に対する含有率 が 0.1ppm (0.00001wt%) を超える 場合
ジブチルスズ化合 物 (DBT)	REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17 および欧州委員会規則 No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリ コン樹脂およびウレ タン樹脂用の硬化触 媒	均質材料中のスズ質量に対す る含有率が 1000ppm (0.1wt%) を超 える場合
ジオクチルスズ化 合物 (DOT)	REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17 および欧州委員会規則 No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリ コン樹脂およびウレ タン樹脂用の硬化触 媒	皮膚と接触することを意図する 織物 / 革製品、育児製品または 2 液性室温硬化モールドイング キット (RTV-2 シーラントモール ディングキット) において均質材 料中のスズ質量に対する含有率 が 1000ppm (0.01wt%) を超える場 合
ヘキサブロモシク ロドデカン (HBCDD) および全 ての主要ジアステレ オ異性体	化学物質の審査および製造などの規制に 関する法律 (化審法) ; REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条お よび 7.2 条 (2008. 10. 28 SVHC 認可候補リ スト)	難燃剤	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有 率が 100ppm (0.01wt%) を超える 場合

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) CAS No. 117-81-7	(EU) 2015/861	包装材料、電解液、PVC ケーブル、電解コンデンサのスリーブ、防振ゴム、ゴム足	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
ブチルベンジルフタレート (BBP) CAS No. 85-68-7	(EU) 2015/861	接着剤	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
ジブチルフタレート (DBP) CAS No. 84-74-2	(EU) 2015/861	ケーブル、プラグ、ゴム足、チューブ	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
ジイソブチルフタレート (DIBP) CAS No. 84-69-5	(EU) 2015/861	ラバー、ゴム製品	均質材料の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合

表 3 報告対象物質群

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
酸化ベリリウム (Be0)	DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス	セラミックス	調査単位の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類、HBCDD を除く)	Joint JEDEC/ECA JS-709A Standard Defining “Low Halogen” Electronics	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤	プラスチック材料（積層プリント配線基板を除く）の質量に対する臭素の含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
	IPC-4101 および IEC61249-2-21	積層プリント配線基板	プリント配線基板（部品を除く）の質量に対する含有率が 900ppm(0.09wt%) を超える場合
塩素系難燃剤	Joint JEDEC/ECA JS-709A Standard Defining “Low Halogen” Electronics	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤	プラスチック材料（積層プリント配線基板を除く）の質量に対する塩素の含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
	IPC-4101 および IEC61249-2-21	難燃剤	積層板（部品を除く）の質量に対する塩素の含有率合計が 900ppm(0.09wt%) を超える場合
過塩素酸塩	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法 2003	コインセル電池	調査単位の質量に対する含有率が 0.006ppm (0.000006wt%) を超える場合
フタル酸エステル類 グループ 1 (BBP, DBP, DEHP)	REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17; 米国の家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑油	玩具または育児用品 可塑化した材料の質量に対する含有率が 1000ppm (0.1wt%) を超える場合
フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17; 米国の家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑油	玩具または育児用品 可塑化した材料の質量に対する含有率が 1000ppm (0.1wt%) を超える場合
フタル酸ジイソデシル (DIDP)	米国カリフォルニア州のプロポジション 65	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤	意図的添加
フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	米国カリフォルニア州のプロポジション 65	可塑剤	意図的添加
ニッケル/ニッケル化合物 注 1)	REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17	ステンレス鋼、めっき; 長時間皮膚接触の適用例: ヘッドホン	意図的添加

学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
ポリ塩化ビニル (PVC) および P V C ポリマー	JS709	絶縁材、耐薬品性、OHP フィルム、シース材	プラスチック材料（積層プリント配線基板を除く）の質量に対する塩素の含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
ホルムアルデヒド	米国／カリフォルニア州 GARB 規則；米国連邦法 111-199/TSCA 601 項	ステレオキャビネット、キオスク囲い、複合木材、(合板、パーティクルボード、中密度ファイバーボード) 製品または部品	意図的添加
	オーストリア-BGB I 1990/194;ホルムアルデヒド規制 2, 12/2/1990;リトアニア衛生基準 HN 96:2000 (衛生基準および規制)	織物	調査単位の質量に対する含有率が 75ppm(0.0075wt%) を超える場合
フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	EU 規制 No. 842/2006;部分的および全体的フッ素化炭化水素、6 フッ化硫黄の禁止と規制に関する農業、森林、環境および水質管理所管連邦大臣によるオーストリア条例	冷媒、吹付剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、可燃性ガス	意図的添加

注 1) 当社製品出荷時に外面に使用される場合を報告対象とします。(例：ステンレス鋼、めっき) 外面に使用されるかどうかは、当社依頼元にご確認下さい。

表 4 製品用部材ならびに包装用部材の管理対象物質

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
REACH 規制の SVHC(高懸念物質)対象物質を様式-C に記載 (注 2)	REACH 規制 (EC)No. 1907/2006	ゴム、塩ビ、プラスチック製品の添加剤、難燃剤、殺虫剤、防腐剤 / 乾燥材など	調査単位の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合

注 2) お取引先様へ報告をお願いする REACH 規則の SVHC は、様式-C に示す通りです。今後、欧州化学品庁 (ECHA) の発表毎に追加していく予定ですが、様式-C の改訂を待たずに報告をお願いする場合があります。

4. 2) 包装用部材

表 5 包装用部材禁止対象物質群

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
ヒ素化合物	REACH 規制 (EC)No. 1907/2006 の付属書 17	木材の防腐剤	意図的添加
アスベスト類	REACH 規則 (EC)No. 1907/2006 の付属書 17; 米国 TSCA; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	絶縁体、充填剤、研磨剤、顔料、塗料、タルク	意図的添加
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	REACH 規則 (EC)No. 1907/2006 の付属書 17;	織物、顔料、塗料、着色剤	仕上がり織物/皮革製品の質量に対する含有率が 30ppm (0.003wt%) を超える場合
塩化コバルト (CoCl ₂)	REACH 規則 (EC)No.1907/2006 の 33 条および 7.2 条(2009.01.13SVHC 認可候補リスト)	湿度表示カード(HIC) シリカゲル中の水分インジケータ	包装用部材の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
ジブチルスズ化合物 (DBT)	REACH 規制 (EC)No. 1907/2006 の付属書 17 および欧州委員会規則 No. 276/2010	可塑剤、紙のコーティング、インキ、PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	包装用部材の質量に対する含有率がスズ元素として、1000ppm (0.1wt%) を超える場合
ジオクチルスズ化合物 (DOT)	REACH 規制 (EC)No. 1907/2006 の付属書 17 および欧州委員会規則 No. 276/2010	織物	包装用部材の質量に対する含有率がスズ元素として、1000ppm (0.1wt%) を超える場合
ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	欧州委員会決定 2009/251/EC	乾燥材、防かび剤	包装用部材の質量に対する含有率が 0.1ppm (0.00001wt%) を超える場合
特定重金属 カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 六価クロム化合物	EU 指令 94/62EC; 米国州の包装材重金属規制 (TIP)	顔料、塗料、PVC の安定剤	1. 意図的添加 2. 包装用部材毎の質量に対する 4 種類の重金属の合計含有率が 100ppm (0.01wt%) を超える場合。 なお、包装用部材への印刷・マーク用のインキ、塗料類は、それぞれを包装用部材として扱う
臭化メチル	ISPM-15	木製パレット	意図的添加
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法) REACH 規則 (EC)No. 1907/2006 の 33 条および 7.2 条(2011. 12. 19 SVHC 認可候補リスト)	接着剤、塗料、印刷インキ、プラスチックインクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材	1. 意図的添加 2. 調査単位の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%) を超える場合
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB) および特定代替品	化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)	可塑剤、接着剤、パテ、コーキング、シーリング、充填剤、塗料 (水性塗料を除く)、印刷インキおよびカーボンレスコピー紙	意図的添加
ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子 1 個以上)	化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法) ;	木材の防腐剤、防虫剤、防カビ剤、塗料	意図的添加

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17;	可塑剤、接着剤、パテ、コーキング、シーリング、充填剤、塗料（水性塗料を除く）、印刷インキおよびカーボンレスコピー紙	包装用部材の質量に対する含有率が 50ppm(0.005wt%)を超える場合。なお、包装用部材への印刷・マーク用のインキ、塗料類は、それぞれを包装用部材として扱う
短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13)	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条および 7.2 条 (2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)；ノルウェー製品規制 FOR-2004-06-01-922;化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	PVC 用可塑剤、難燃剤	包装用部材の質量に対する含有 1000ppm(0.1wt%)を超える場合
三置換有機スズ化合物	REACH 規制 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17; 欧州委員会規則 No. 276/2010；化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)；ノルウェー製品規制	抗菌抗かび剤、塗料、顔料	1. 意図的添加 2. 包装用部材の質量に対する含有率がスズ元素として、1000ppm(0.1wt%)を超える場合
トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の 33 条および 7.2 条 (2008.10.28 SVHC 認可候補リスト)；化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂の硬化触媒	1. 意図的添加 2. 包装用部材の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%)を超える場合
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) CAS No. 117-81-7	(EU) 2015/861	包装材、電解液、PVC ケーブル、電解コンデンサのスリーブ、防振ゴム、ゴム足	包装用部材の質量に対する含有 1000ppm(0.1wt%)を超える場合
ブチルベンジルフタレート (BBP) CAS No. 85-68-7	(EU) 2015/861	接着剤	包装用部材の質量に対する含有 1000ppm(0.1wt%)を超える場合
ジブチルフタレート (DBP) CAS No. 84-74-2	(EU) 2015/861	ケーブル、プラグ、ゴム足、チューブ	包装用部材の質量に対する含有 1000ppm(0.1wt%)を超える場合
ジイソブチルフタレート (DIBP) CAS No. 84-69-5	(EU) 2015/861	ラバー、ゴム製品	包装用部材の質量に対する含有 1000ppm(0.1wt%)を超える場合

表 6 包装用部材報告対象物質群

化学物質群	主な法令および規制情報	使用例	閾値（報告レベル）
ホルムアルデヒド	オーストリア-BGB I 1990/194;ホルムアルデヒド規制 2, 12/2/1990; リトアニア衛生基準 HN 96:2000 (衛生基準および規制)	織物	包装用部材の仕上がり織物の質量に対する含有率が 75ppm(0.0075wt%)を超える場合
ポリ塩化ビニル (PVC)	IEEE1680 (EPEAT: 電子製品環境アセスメントツール); ECMA-370, 8.2.1; ブルーエンジェル; ノルディックスワン	絶縁材、透明紙、シール材、耐熱ラベル、クラムシエルパック	包装用部材の質量に対する含有率が 1000ppm(0.1wt%)を超える場合

2. 7 評価の判定

お取引先様は、本基準書に基づき、環境マネジメントシステムの構築や製品含有化学物質管理システムの構築、ならびに環境負荷低減への取り組みについて、環境保全評価チェックシート（様式-A）により自己評価を実施し、その結果を提出していただきます。

なお、依頼元から製品含有化学物質管理体制チェックシート（様式-D）の依頼がなされた場合、上記自己評価と合せチェック結果の提出を、お願い致します。

自己評価結果ならびに製品含有化学物質管理体制チェックシートの内容について必要と判断した場合には、詳細を確認させていただきます。

また、環境負荷が大きいと判定した場合には改善をお願いする場合があります。

2. 8 運用フロー

運用の手順を下記に示します。

実施項目	お取引先様	スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）
<pre> graph TD A[グリーン調達基準書、 回答様式などの配布・説明] --> B[回答の記入・提出] B --> C[回答データ・文書管理] C --> D[評価判定] D --> E[評価結果の連絡] </pre>	<p>内容のご確認</p> <p>提出</p> <p>結果の受領</p>	<p>配布・説明</p> <p>保管管理・データ入力</p> <p>判定</p> <p>結果の連絡 (改善をお願いする 場合に限る)</p>

3. お取引先様へのお願い事項

3. 1 ご提出していただく書類

(1) 製品用部材（材料・部品・完成品・ユニット品など）の場合

- 1) 環境保全評価チェックシート（様式-A）：生産拠点ごとの提出。
- 2) chemSHERPA-AI データ及び非含有保証書：表 7 に示す含有化学物質の分類対象に対応した調査回答フォーマットを包装用部材毎に提出。

なお、混合物/化学物質は、chemSHERPA-AI で回答が困難な場合、chemSHERPA-CI データでも可とする。

(2) 包装用部材の場合

- 1) chemSHERPA-AI データ及び非含有保証書：表 7 に示す含有化学物質の分類対象に対応した、調査回答フォーマットを製品用部材毎に提出。

(3) 管理対象物質（SVHC）リストと含有状況確認書（様式-C）については スタンドックス エレクトロニクス ジャパン（株）の依頼元から要求があった場合に、提出をお願いします。

(4) お取引様製品含有化学物質管理体制チェックシート（様式-D）は、取引を新規に開始する場合や継続更新など、CMS 構築・運用状況の確認を必要とするため、スタンドックス エレクトロニクス ジャパン（株）の依頼元から要求があった場合に、提出をお願いします。

なお、提出書類に変更が生じた場合、あるいは提出書類に変更がなくても材料、工程などに変更が生じた場合には、再提出をお願いします。

表 7 含有化学物質の分類と調査回答フォーマット

分類		対象物質 一覧表	調査回答フォーマット（※）
製品用 部材	禁止対象物質	表 2	chemSHERPA-AI 又は（様式-B）
	報告対象物質	表 3	chemSHERPA-AI（成分情報必須）
包装用 部材	禁止対象物質	表 5	chemSHERPA-AI（成分情報必須）又は（様式-B）
	報告対象物質	表 6	chemSHERPA-AI（成分情報必須）
管理対象物質		表 4	chemSHERPA-AI（成分情報必須）又は（様式-C）
任意報告物質		表 2～6 以外の 化学物質	chemSHERPA-AI（成分情報必須）

※ 調査回答ツールの記入に際しては、記入例を参照願います。

3. 2 記入方法

(1) 環境保全評価チェックシート（様式-A）

太枠内《お取引先様ご記入欄》の提出又は再提出日、会社名、所在地、納入品名、部署名、評価責任者名、電話番号、FAX 番号、評価責任者の E メールアドレスを記入してください。1 項 環境マネジメントシステムの構築ならびに 2 項 製品含有化学物質管理システムの構築の評価に関しては、回答欄の該当する黄色セル部分に“1”を記入してください。

なお、1 項に関して ISO14001 認証取得活動を行っている場合は、その他の活動への回答は不要です。但し、認証取得活動中の場合でも審査予定年月日、及び認証機関が未定の場合は、その他の活動への回答もお願いします。2 項に関しても同様、JAMP の「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づく管理活動を行っている場合は、その他の活動への回答は不要です。

3 項環境負荷低減への取り組み状況の評価に関しては、回答欄（太枠線内）の該当する黄色セル欄に“1”を記入してください。判定基準は評価内容の 80%以上を満たしている場合に『はい』とします。

評価結果により、必要に応じて当社より監査を実施させていただく事があります。監査結果に基づき、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

(2) 製品用部材ならびに包装用部材への含有禁止対象物質の非含有保証書（様式-B）

製品用部材禁止対象物質（表 2）ならびに包装用部材禁止対象（表 5）について含有の有無に関わらず提出をお願いします。責任者氏名の捺印もしくは署名をした原本を提出してください。

(3) chemSHERPA-AI（記入例を参照）

記入例を参照願います。記入要領については、JAMP が所管する製品含有化学物質情報伝達スキーム関係のマニュアル類をご参照ください。chemSHERPA-AI 入力支援ツール、及びマニュアル類は下記より最新版をダウンロードしてご使用ください。なお、依頼元から回答ツールの指定がされた場合は、依頼元の指示に従ってください。

URL : <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

(4) chemSHERPA-CI（記入例を参照）

記入例を参照願います。記入要領については JAMP が所管する製品含有化学物質情報伝達スキーム関係のマニュアル類をご参照ください。chemSHERPA-AI 入力支援ツール、及びマニュアル類は下記より最新版をダウンロードしてご使用ください。

URL : <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

3. 3 個人情報の取り扱い

お取引先様から本基準書に基づき提出いただいた個人情報は、スタンデックス エレクトロニクス ジャパン（株）内で共有させていただきますが、お取引先様及び納入品の評価をする目的以外に使用することはありません。

4. お問い合わせ先

製造部 購買調達課

TEL : 055-208-1774（直通） FAX : 055-208-1771